

令和3年度 第1回島根県がん対策推進協議会

日時：令和2年10月22日（金）

13：30～15：30

形式：Zoom 会議

次 第

1 議事

(1) 審議事項

ア 会長の選任

イ 島根県がん対策推進計画の中間評価報告書（素案）

① 概要

【資料1】

② 進捗状況

【資料2】【資料3】

③ 評価

2 その他

島根県がん対策推進協議会 出席者名簿

【 委 員 】

【任期】令和3年5月1日～令和5年3月31日

	氏名	所属等	区分	備考
患者・家族・遺族	加山 益雄	公募委員(患者「おおなん元気サロン」世話人)	患者・家族	
	小林貴美子	公募委員(患者 がん検診すすめ隊代表、島根県がんピアサポーター)	患者・家族	
	桑原慎太郎	公募委員(AYA世代患者)	患者・家族	
	平川 眞代	公募委員(患者家族)	患者・家族	
拠点病院関係者	入江 隆	松江市立病院 病院長	医療(婦人科がん)(拠点病院)	
	金澤 旭宣	県立中央病院外科診療部長(臨床ゲノム医療推進室室長 兼任)	医療(外科)(拠点病院)	
	田村 研治	島根大学医学部 教授(附属病院先端がん治療センター長)	医療(化学療法)	
	高橋 節	浜田医療センター がん診療部長	医療(外科)(拠点病院)	
	加納さえ子	松江赤十字病院 看護部長	看護(拠点病院)	
	玉置 幸久	島根大学医学部 准教授 (附属病院放射線治療科診療科長)	医療(放射線)	
	中谷 俊彦	島根大学医学部 教授 (緩和ケアセンター長)	緩和	
	竹谷 健	島根大学医学部 教授 (附属病院小児科)	医療(小児がん)	
	榎原 貴子	島根大学医学部 (附属病院がん専門相談員)	がん相談	
医療・保健関係者	松本健太郎	島根県歯科医師会 理事・地域福祉部委員会委員長	医療(歯科)	
	秦 正	秦医院 院長【島根県医師会推薦】	緩和	
	秦 美恵子	島根県看護協会 会長	看護師	
	森山 夏樹	平安堂薬局渡橋店【島根県薬剤師会推薦】	薬剤師	
	白石 厚子	日本対がん協会 島根県支部(環境保健公社 健康支援課長)	検診機関	欠席
	土屋 悦子	市町村保健活動協議会【島根県国民健康保険団体連合会推薦】	団体	
学識経験者	大谷 美樹	島根県立大学看護栄養学部 准教授	教育	欠席
	星野 潮	島根県生活習慣病検診管理指導協議会 委員	団体	
企業・民間団体等	馬庭 章子	すぎうら医院 管理栄養士	栄養士	
	立石 大介	株式会社ツルハグループドラッグ&ファーマシー西日本	企業等	
	岡田 素衣	山陰中央新報社 編集部情報局長	メディア	
	伊藤 賢宏	島根県保険者協議会 委員	団体	

【 オブザーバー 】

所 属	職 名	氏名
島根大学医学部附属病院 医療サービス課	課長補佐	多久和美幸
	主任	浅田 祥子
	係員	陰山 良子
島根県がん登録室 (島根大学医学部附属病院)	係長	中林 愛恵
	技術職員	川上あゆみ

所 属	職 名	氏名	
松江保健所	医事・難病支援課	副主任保健師 新井 好永	
雲南保健所	健康増進課	企画員	北尾ひとみ
		看護師	周藤賀代子
		主事	亀谷 文葉
	医事・難病支援課	主任保健師	小塚 瑞枝
主任保健師		岡 礼子	
出雲保健所	健康増進課	課長	岩谷 直子
	医事・難病支援課	主任保健師	青戸 有子
県央保健所	医事・難病支援課	保健師	川岡 和也
浜田保健所	医事・難病支援課	保健師	坂本沙央理
	健康増進課	保健師	西原真結子
益田保健所	健康増進課	保健師	和田 教
		保健師	廣野真理子
隠岐保健所	地域健康推進課	保健師	坂本くるみ
	島前保健環境課	保健師	大塚 詩織

【 事務局 】

所 属	職 名	氏名	
島根県	健康福祉部	医療統括監	谷口 栄作
	健康推進課	健康推進課長	片岡 大輔
	がん対策推進室	がん対策推進室長	糸賀 晴樹
		企画幹	安達 道子
		主任主事	森下安莉紗
		主任技師	宇都宮拓也
		会計年度任用職員	宮本 美里

島根県がん対策推進協議会設置要綱

(目的)

第一条 島根県が行うがん対策基本法（平成18年法律第98号）第12条第1項に規定する「都道府県がん対策推進計画」の策定及び進行管理に関する事項等を検討するため、島根県がん対策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(組織)

第二条 協議会は、別表に掲げる者をもって構成する。

(委員の任期)

第三条 協議会の委員の任期は、2年とする。ただし、最初に任命された委員の任期については、任命された日の属する年の翌々年の3月31日までとする。

- 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会長)

第四条 協議会に、会長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときには、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(専門部会)

第五条 協議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門部会を設置することができる。

(議事)

第六条 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第七条 協議会の庶務は、島根県健康福祉部健康推進課において処理する。

(雑則)

第八条 この要綱に定めるもののほか、議事の手続きその他協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

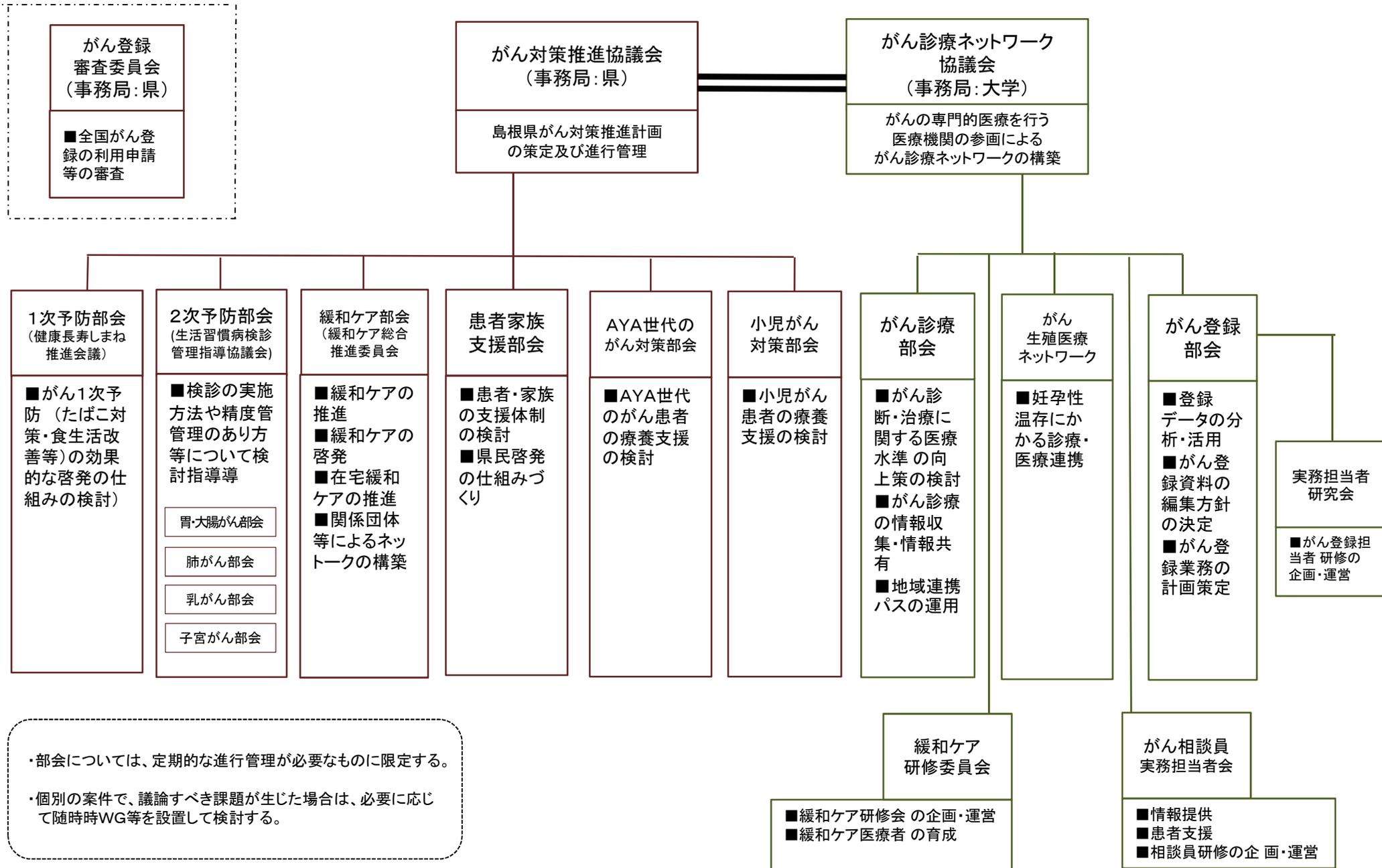
この要綱は、平成19年11月14日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年10月16日から施行する。

R3.4.1～

島根県がん対策推進組織図



・部会については、定期的な進行管理が必要なものに限定する。

・個別の案件で、議論すべき課題が生じた場合は、必要に応じて随時WG等を設置して検討する。